

報 第 5 2 号

専決処分報告について

（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 6 年（2024 年）12 月 12 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 3 2 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を下記のとおり変更するものとする。

以上同法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）12月6日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年1月23日総行市総務大臣許可第30号）

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
共同処理する事務		組合市町村等	共同処理する事務		組合市町村等
1	(略)		1	(略)	
2	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	(略)、糸魚川市、妙高市、五泉市 (略)	2	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	(略)、糸魚川市、五泉市 (略)
3	地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	(略)、糸魚川市、妙高市、五泉市 (略)	3	地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	(略)、糸魚川市、五泉市 (略)
4～16 (略)			4～16 (略)		